

国土地理院発行地図元売店の資格に関する公示

令和3年度（定期）における国土地理院直営発行地図の元売店に係る資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和3年2月4日

国土地理院長 野田 勝

1. 直営発行地図の種類

別表のとおり

2. 申請の時期

申請の時期は、令和3年2月4日から令和3年2月19日までとする。

3. 申請の方法

(1) 元売店資格審査の申請書類の提出

元売店として資格を得ようとする者は、次に掲げる「元売店資格審査申請書」及びその添付書類（以下「申請書類」という。）を国土地理院に提出すること。

① 元売店資格審査申請書

② 営業経歴書

③ 直前二年の決算書及び前年の納税証明書

④ 申請者が法人である場合においては商業登記簿謄本、個人である場合においては身分証明書又はその写し

⑤ 申請者が法人である場合においては定款

(2) 申請書類

元売店資格審査申請書の様式は、別記様式第1のとおりとする。

(3) 申請書類に使用する言語

日本語に限る。

ただし、社名、商号を除く。

4. 元売店として参加することができない者

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第70条に該当する者

(2) 令第71条第1項各号の一に該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者

- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 3の(1)の申請書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者で、その事実があった後2年を経過しない者
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的な経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者

5. 元売店の資格

元売店の資格は、「自己資本の額が1千万円以上である者」であること。

6. 資格審査結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書により通知する。

7. 資格の有効期間

元売店資格の有効期間は、資格を付与されたときから令和6年3月31日までとする。

8. 元売店資格を有する者の契約手続

- (1) 元売店有資格者は、元売店として希望する場合には毎年度「元売店希望申出書」を提出すること。
- (2) 提出期限は、前年度3月15日までに国土地理院総務部契約課に提出すること。

9. 元売店資格に関する問合せ先

総務部契約課 菊池、遠藤

電話029-864-1111 (内線) 2433又は2442

別表

種 類	
1 万分の 1	地 形 図
2.5 万分の 1	地 形 図
5 万分の 1	地 形 図
50 万分の 1	地 方 図
100 万分の 1	I N T E R N A T I O N A L M A P
2.5 万分の 1	集 成 図
2.5 万分の 1	土地条件図
2.5 万分の 1	土地利用図
5 万分の 1	土地利用図
20 万分の 1	土地利用図
2.5 万分の 1	沿岸海域地形図
2.5 万分の 1	沿岸海域土地条件図
5 千分の 1	火山基本図
1 万分の 1	火山基本図
1 万分の 1	火山土地条件図
1.5 万分の 1	火山土地条件図
2.5 万分の 1	火山土地条件図
3 万分の 1	火山土地条件図
5 万分の 1	火山土地条件図

注) 1 万分の 1 地形図、2.5 万分の 1 地形図、5 万分の 1 地形図、50 万分の 1 地方図、2.5 万分の 1 集成図及び 5 万分の 1 火山土地条件図については、全図葉のうち一部の図葉。

